

新潟市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続及び運営等については、法令及び関係通知によるほか、本実施要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図る。

(定義)

第2条 本実施要綱において次に掲げる用語の定義は、次の（1）から（13）に定めるところによる。

- （1） 「小児慢性特定疾病医療支援」とは、法第6条の2第3項に規定する医療をいう。
- （2） 「小慢児童等」とは、法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。
- （3） 「申請者」とは、支給認定の申請を行おうとする小児慢性特定疾病児童（法第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童をいう。以下同じ。）の保護者若しくは成年患者（同項第2号に規定する成年患者をいう。以下同じ。）又は支給認定の申請を行った小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者をいう。
- （4） 「受給者」とは、法第19条の3第7項に規定する医療費支給認定保護者又は法第19条の2第1項に規定する医療費支給認定患者をいう。
- （5） 「支給認定世帯」とは、支給認定に係る小慢児童等及び児童福祉法施行令（昭和23政令第74号。以下「令」という。）第22条第1項第2号イに規定する医療費支給認定基準世帯員で構成する世帯をいう。なお、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第7条の2において医療費支給認定基準世帯員について具体的に規定している。
- （6） 「按分世帯」とは、支給認定に係る小慢児童等及び令第22条第2項に規定する医療費算定対象世帯員で構成する世帯をいう。なお、規則第7条の8において医療費算定対象世帯員について具体的に規定している。
- （7） 「指定医」とは、法第19条の3第1項に規定する指定医をいう。
- （8） 「指定医療機関」とは、法第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。
- （9） 「医療意見書」とは、法第19条の3第1項に規定する診断書をいう。

(10) 「重症患者」とは、令第22条第1項第2号ロに規定する高額治療継続者の認定の申請を行う日が属する月以前の12月以内に当該支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（支給認定を受けた月以後のものに限る。）につき医療費総額（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額）が5万円を超えた月数が6回以上ある当該支給認定に係る小慢児童等又は別表1「小児慢性特定疾病重症患者認定基準」に適合した同号ロに規定する療養負担過重患者の認定に係る小慢児童等をいう。

(11) 「人工呼吸器等装着者」とは、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として、長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある、日常生活動作が著しく制限されている支給認定に係る小慢児童等をいう。

(12) 「指定難病患者」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第5条第1項に規定する指定難病をいう。）の患者をいう。

(13) 「受給者証」とは、法第19条の3第7項に規定する医療受給者証をいう。

(目的)

第3条 小慢児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小慢児童等家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第4条 小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費助成の対象とする者は原則として新潟市内に住所を有する小慢児童等、すなわち、法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が、同条第3項の規定に基づき小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものであって、18歳未満の児童（18歳到達時点において指定小児慢性特定疾病医療支援（小児慢性特定疾病医療支援のうち、支給認定時に指定医療機関から受ける医療であって、当該支給認定に係る小児慢性特定疾病に係るものをいう。以下同じ。）を受けており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳到達までの者を含む。）とする。

(小児慢性特定疾病医療支援)

第5条

1 小児慢性特定疾病医療支援の範囲

小児慢性特定疾病医療支援は、小児慢性特定疾病及び当該小児慢性特定疾病に付随して発生する傷病に関する医療とする。

2 小児慢性特定疾病医療費の支給対象となる医療の内容

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

（支給認定の申請）

第6条

1 支給認定の申請の手続き

- (1) 小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする申請者からの申請に基づき、支給認定を行うものとする。

なお、支給認定に係る小慢児童等が血友病患者（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知）の別紙「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」の第3に規定する対象疾病にかかっている小慢児童等をいう。以下同じ。）の場合には、自己負担上限月額は0円（「第11条第12項」参照）とする。

- (2) 支給認定を受けようとする申請者は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）（別記様式第1号。以下「支給認定申請書」という。）に、次のア及びイの書類を添付の上、市長に申請するものとする。なお、マイナンバー情報連携等を活用することにより確認できるものについては、添付を省略することができる。

ア 指定医が作成した医療意見書

イ 支給認定に係る小慢児童等の属する支給認定世帯の所得の状況等が確認できる資料
（例）

- ・市町村民税の課税状況が確認できる資料（ただし、同意書（別記様式第2号）により、課税状況を確認できる場合は、省略できるものとする。）

- ・被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）第14条に規定する支援給付をいう。）を受けている者であることが確認できる資料
- ・市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料

2 重症患者区分の認定の申請の手続き

重症患者区分の認定を受けようとする申請者又は受給者は、重症患者認定申告書（別記様式第3号）に、次の（1）又は（2）の書類を添付の上、市長に申請するものとする。

- （1） 支給認定の有効期間のうち、高額治療継続者の認定の申請を行う日が属する月以前の12月以内に、当該支給認定に係る小慢児童等が受けた小児慢性特定疾病医療支援（支給認定を受けた月以後のものに限る。）につき医療費総額（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額）が5万円を超えた月数が6回以上あることを確認できる資料

- （2） 支給認定に係る小慢児童等が別表1「小児慢性特定疾病重症患者認定基準」に適合していることを確認できる資料

（例）

- ・指定医が作成した小児慢性特定疾病重症患者診断書（別記様式第4号）
- ・指定医が作成した医療意見書
- ・障害厚生年金等（厚生年金保険法（昭和29年法律115号）に基づく障害厚生年金，国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金，国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号），地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づく障害共済年金をいう。以下同じ。）の証書の写し
- ・身体障害者手帳の写し

3 人工呼吸器等装着者区分の認定の申請の手続き

人工呼吸器等装着者区分の認定を受けようとする申請者又は受給者は、医師が診断書欄を記載した人工呼吸器等装着者証明書（別記様式第5号）により市長に申請するものとする。

4 指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額の特例に該当する旨の申請の手続き

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合は、指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額の特例（第11条第10項参照）の対象となるため、申請者又は受給者は、支給

認定申請書に、当該事実を確認できる資料（小児慢性特定疾病や指定難病の受給者証等）を添付の上、市長に申請するものとする。

- （１） 支給認定に係る小慢児童等が指定難病患者でもある場合ただし、同一疾病により小児慢性特定疾病と指定難病の受給者証を保持している場合には、当該按分特例の対象とはならない。
- （２） 支給認定に係る小慢児童等と同一の医療保険に属する按分世帯に、他の支給認定に係る小慢児童等又は指定難病患者がいる場合

（支給認定）

第7条

1 支給認定

- （１） 市長は、小児慢性特定疾病医療支援を必要とすると認められた申請者について、小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定をするものとする。

また、支給認定をしないこととするときは、あらかじめ、新潟市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）に審査を求めなければならないものとする。

支給認定をしないことと判断した場合は、当該申請者に対して、支給認定をしない旨の通知書を交付するものとする。

- （２） 市長は、支給認定をしたときは、速やかに、指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額を記載した小児慢性特定疾病医療受給者証（別記様式第6号。以下「受給者証」という。）を受給者に交付するものとする。

また、指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担額を管理するため、自己負担上限額管理票（別記様式第8号。以下「管理票」という。）を受給者に交付するものとする。

- （３） この場合における受給者証の有効期間は原則として1年以内とするものとする。ただし、当該期間を延長する特別の事情があると市長が認めた場合は、1年を超えて市長が定める日までとすることができる。

また、受給者証の有効期間の開始日は、「児童福祉法第19条の3第8項に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについて」（令和5年8月29日付け健康難発0829第3号厚生労働省健康局難病対策課長通知）の別紙（以下「遡り取扱い通知」という。）により設定した日とし、終期は申請の受理日以降最初に到来する8月31日とする。ただし、申請の受理日が6月から8月までの期間であった場合は、終期は翌年の8月31日とする。

2 重症患者等区分の認定

- (1) 市長は、重症患者等区分（重症患者区分及び人工呼吸器等装着者区分をいう。以下同じ。）の認定の申請がある場合には、当該申請に係る小慢児童等が重症患者又は人工呼吸器等装着者に該当するか否かを審査するものとする。

また、当該申請（重症患者区分の「高額治療継続者」に係る申請を除く。）の審査に当たっては、必要に応じて審査会に意見を求め、当該申請に係る小慢児童等の病状を総合的に勘案の上、判定するものとする。

- (2) 重症患者等区分の認定の効力は、受給者証に記載された支給認定の有効期間内に限るものとする。従って、引き続き重症患者等区分の認定を受けようとする場合は、支給認定の更新にあわせて、改めて重症患者等区分の認定を受けなければならない。

（支給認定世帯）

第8条

- 1 支給認定世帯については、第6項に掲げる特例に該当する場合を除き、支給認定に係る小慢児童等と同じ医療保険の被保険者をもって、当該小慢児童等の生計を維持するもの（医療費支給認定基準世帯員）として取り扱うものとする。
- 2 家族の実際の居住形態及び税制面での取扱いにかかわらず、第6項に掲げる特例に該当する場合を除き、医療保険の加入関係が異なる場合には別の支給認定世帯として取り扱うものとする。
- 3 小慢児童等及び支給認定世帯に属する他の者の医療保険の資格情報について、原則として「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（以下「マイナンバー情報連携」という。）を活用して確認を行うこと。ただし、小慢児童等及び支給認定世帯に属する他の者の医療保険の資格情報が確認できる資料を書面で提出する場合は、マイナンバー情報連携を行わないこととして差し支えない。
- 4 支給認定の申請に係る小慢児童等が国民健康保険の被保険者である場合は、支給認定基準世帯員の全員が支給認定申請書に記載されているかの確認を、申請者に住民票を提出させる等の方法によって確認するものとする。ただし、同意書（別記様式第2号）の提出があり、市で世帯状況の確認が可能な場合は住民票の提出を省略できるものとする。
- 5 市町村民税世帯非課税世帯の該当の有無の判断や市町村民税額（所得割）の支給認定世帯における合計額の算定は、支給認定の申請に係る小慢児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日

の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する月が4月から6月である場合にあっては、前年度）の課税状況を基準とすることが基本とする。なお、指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する月が4月から6月である場合であって、7月以降も支給認定の有効期間が継続するときには、7月に市町村民税世帯非課税世帯の該当の有無の判断や市町村民税額（所得割）の支給認定世帯における合計額の算定について再確認を行うことを必ずしも要さない。

また、毎年1月1日現在において、指定都市の住民であった者にかかる市町村民税については、地方税法の規定にかかわらず、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された所得割額を用いることとする。

- 6 支給認定の申請に係る小慢児童等が国民健康保険に加入している場合であって、次に掲げる者が後期高齢者医療に加入している場合は、当該小慢児童等と当該掲げる者を同一の支給認定世帯とみなすものとする（「支給認定世帯」の範囲の特例）。

①小慢児童等が18歳未満の児童の場合、申請者

②小慢児童等が18歳以上の成年患者の場合、満18歳到達前に当該成年患者の申請者であった者で、満18歳到達後においても同様の関係にあると認められるもの

- 7 加入している医療保険が変更となった場合など支給認定世帯の状況が変化した場合は、受給者は、小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届（別記様式第7号。以下「記載事項変更届」という。）に、新たな医療保険の資格情報が確認できる資料等必要な書類を添付の上、速やかに市長に届出するものとする。なお、マイナンバー情報連携等を活用することにより確認できるものについては、添付を省略することができる。支給認定世帯の状況の変化に伴い支給認定の変更の申請が必要な場合には、別途、支給認定の変更の申請が必要になる（「第9条 支給認定の変更」参照）。

（支給認定の変更）

第9条

- 1 受給者が支給認定の変更の申請を行うに当たっては、支給認定申請書に、変更のあった事項を記載し、原則として変更の生じた理由を証明する書類を添付の上、市長に申請するものとする。なお、マイナンバー情報連携等を活用することにより確認できるものについては、添付を省略することができる。また、この場合において、都道府県等から受給者証の提出を求められたときは、これを都道府県等に提出しなければならない。

なお、支給認定申請書及び受給者証の記載事項の変更のうち、支給認定申請書の提出を要するのは、自己負担上限月額の変更（階層区分の変更並びに重症患者等区分及び按分特例（第11条第1

0 項参照) の適用により自己負担上限月額の変更を伴う場合に限る。), 受療を希望する指定医療機関の変更若しくは追加, 及び支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称の変更若しくは追加が必要な場合とし, これら以外の変更については, 記載事項変更届による届出で行うものとする。

- 2 市長は, 前項の申請により, 自己負担上限月額の変更の必要があると判断した場合は, 支給認定の変更の申請を行った日の属する月の翌月 (当該変更申請が行われた日が属する月の初日である場合は, 当該月) の初日から新たな自己負担上限月額を適用するものとし, 申請を行った受給者に対して, 新たな階層区分と自己負担上限月額を記載した受給者証を交付するものとする。また, 指定小児慢性特定疾病医療支援に係る新たな自己負担上限月額を記載した管理票を交付する。

なお, 自己負担上限月額の変更の必要がないと判断した場合は, 申請を行った受給者に対して, 支給認定の変更の認定を行わない旨の通知書を交付するものとする。

- 3 市長は, 第 1 項の申請により受療を希望する指定医療機関の変更又は追加の必要があると判断した場合は, 変更の申請を行った日に遡って, 指定医療機関の変更又は追加を認めるものとし, 申請を行った受給者に対して, 新たな指定医療機関を記載した受給者証を交付するものとする。
- 4 市長は, 第 1 項の支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称の変更又は追加の申請があったときは, 申請を行った受給者に対して, 指定医が作成した医療意見書の提出を求めるものとする。市長は, 当該医療意見書に基づき小児慢性特定疾病医療支援の要否を判定し, 支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称の変更又は追加の必要があると判断した場合は, 申請を行った受給者に対して, 遡り取扱い通知により設定した日に遡って小児慢性特定疾病医療費を支給するものとし, 新たな疾患群番号及び小児慢性特定疾病の番号を記載した受給者証を交付するものとし, 支給認定に係る小児慢性特定疾病が増えたとしても, 受給者証の発行は一枚とする。

なお, 支給認定にかかる小児慢性特定疾病の変更又は追加の必要がないと判断した場合は, 申請を行った受給者に対して, 支給認定の変更の認定を行わない旨の通知書を交付するものとする。

- 5 支給認定に係る小児慢性特定疾病等が治癒, 死亡等の理由により小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなったとき, 受給者が新潟市外に転出したとき, その他支給認定を行う理由がなくなったときは, 受給者は, 市長に対して, 速やかに受給者証を返還するとともに, 小児慢性特定疾病医療受給者資格喪失届 (別記様式第 9 号) を提出するものとする。
- 6 受給者が, 紛失, 汚損その他の理由により医療受給者証の再交付を求めるときは, 小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書 (別記様式第 10 号) により市長に申請するものとする。
- 7 市長は, 前項の申請について適当と認めたときは受給者に受給者証を交付するものとする。

(支給認定の更新)

第10条 受給者が、支給認定の有効期間の終了に際し支給認定の更新（以下「更新」という。）の申請を行うに当たっては、支給認定申請書に、指定医が作成した医療意見書、当該申請に係る小慢児童等の属する支給認定世帯全員の医療保険の資格情報が確認できる資料及び当該支給認定世帯の所得の状況等が確認できる資料を添付の上、市長に申請するものとする。なお、マイナンバー情報連携等を活用することにより確認できるものについては、添付を省略することができる。

市長は、申請のあった更新を認める場合は、当該申請を行った受給者に対して、更新後の新たな受給者証を交付するものとする。この場合における受給者証の有効期間の始期は申請書を受理した年の9月1日とし、終期は翌年の8月31日とする。

ただし、申請のあった更新を認めないこととする場合は、必ず、あらかじめ審査会に更新の可否等についての審査を求めた上で、当該申請を行った受給者に対して、更新を認めない旨の通知書を交付するものとする。

(自己負担上限月額)

第11条

- 1 支給認定に係る小慢児童等が指定医療機関で指定小児慢性特定疾病医療支援を受けた際に受給者が当該指定医療機関に支払う自己負担上限月額は、別表2「指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額」に定める額とするものとする。

なお、数字の小さい階層区分の自己負担上限月額から適用するものとする。

- 2 別表2における階層区分Ⅰに該当するのは、支給認定世帯の世帯員が生活保護法の被保護者若しくは中国残留邦人等自立支援法による支援給付を受けている者（以下「支援給付受給者」という。）である場合、又は生活保護法の要保護者（以下「要保護者」という。）若しくは中国残留邦人等自立支援法による支援給付を必要とする状態にある者（以下「要支援者」という。）であって、階層区分Ⅱ（低所得者Ⅰ）又は人工呼吸器等装着者区分の自己負担上限月額を適用したとしたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）又は支援給付を必要とする状態となる場合、とするものとする。
- 3 別表2における階層区分Ⅱ（低所得Ⅰ）に該当するのは、支給認定世帯が市町村民税世帯非課税世帯（注1）であって、受給者に係る次に掲げる収入の合計金額が80万円以下である場合、又は支給認定世帯の世帯員が要保護者若しくは要支援者であって、階層区分Ⅲ（低所得Ⅱ）の自己負担上限月額を適用したとしたならば保護又は支援給付を必要とする状態になる場合、とするものとする。

る。

＜低所得Ⅰに該当するか否かを判断するための収入＞

- ・地方税法（昭和25年法律第226号）上の合計所得金額（注2）
（合計所得金額が0円を下回る場合は、0円とする。）
- ・所得税法（昭和40年法律第33号）上の公的年金等の収入金額（注3）
- ・その他規則で定める給付（注4）

（注1）「市町村民税世帯非課税世帯」とは、支給認定世帯の世帯員が、支給認定に係る小慢児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する月が4月から6月である場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されていない者（均等割及び所得割双方が非課税）又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である支給認定世帯をいう。

（注2）「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同項に規定する雑所得の金額は、公的年金等控除額を80万円として算定した額とする。

（注3）「公的年金等の収入金額」とは、所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。

（注4）「その他規則で定める給付」とは、規則第7条の5各号に掲げる各給付の合計金額をいう。

- 4 別表2における階層区分Ⅲ（低所得者Ⅱ）に該当するのは、支給認定世帯が市町村民税世帯非課税世帯である場合、又は支給認定世帯の世帯員が要保護者若しくは要支援者であって階層区分Ⅳ（一般所得Ⅰ）の自己負担上限月額を適用したとしたならば保護又は支援給付を必要とする状態になる場とするものとする。
- 5 別表2における階層区分Ⅳ（一般所得Ⅰ）に該当するのは、支給認定世帯の世帯員のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている者の市町村民税額（所得割）の合計が7万1千円未満の場合とするものとする。
- 6 別表2における階層区分Ⅴ（一般所得Ⅱ）に該当するのは、支給認定世帯の世帯員のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている者の市町村民税額（所得割）の合計が2万5千円未満の場合とするものとする。

7 別表2における階層区分Ⅵ（上位所得）に該当するのは、支給認定世帯の世帯員のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている者の市町村民税額（所得割）の合計が25万1千円以上の場合とするものとする。

8 別表2における重症患者1区分に該当するのは、支給認定世帯の小慢児童等が「重症患者1」に該当し、受給者が市長から「重症患者1」区分の認定を受けた場合とするものとする。

9 別表2における人工呼吸器等装着者区分に該当するのは、支給認定世帯の小慢児童等が「人工呼吸器等装着者」に該当し、受給者が市長から「人工呼吸器等装着者」区分の認定を受けた場合とするものとする。

10 支給認定に係る小慢児童等が指定難病患者でもある場合又は按分世帯内に他の支給認定に係る小慢児童等若しくは指定難病患者がいる場合には、第2項から第9項の区分に基づき適用されることとなる自己負担上限月額にかかわらず、当該自己負担上限月額に医療費按分率（按分世帯における次の（1）及び（2）の額の合算額（注）で、次の（1）及び（2）のうち当該按分世帯における最も高い額を除いて得た率をいう。））を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とするものとする（自己負担上限月額の按分特例）。

（1） 受給者が属する階層区分の自己負担上限月額

（2） 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）第1条第1項に規定する負担上限月額

（注）按分世帯内に支給認定に係る小慢児童等及び指定難病患者が複数いる場合には、各々の

（1）の自己負担上限月額及び（2）の負担上限月額を全て合算する。

11 按分後の自己負担上限月額を適用した小慢児童等について、支給認定の有効期間階において、当該小慢児童等にかかる難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に基づく特定医療費（以下「特定医療費」という。）の支給認定が失効した場合は、按分前の自己負担上限月額を適用するものとし、その旨を明らかにした書面を受給者に送付するものとする。

また、按分後の自己負担上限月額を適用した小慢児童等の支給認定の有効期間内において、当該小慢児童等に係る医療費算定対象世帯員の小児慢性特定疾病医療費又は特定医療費の支給認定が失効した場合についても、同様の取扱いとする。

12 血友病患者に係る支給認定の申請については、自己負担上限月額0円で支給認定するものとする。

13 災害等により、支給認定世帯における前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合に

は、その状況等を勘案して自己負担上限月額の見直しを行うなど配慮するものとする。

（入院時食事療養費）

第12条 入院時食事療養費については、別表2「指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額」の階層区分Ⅰに属する受給者、生活保護移行防止のため食事療養費減免措置を受けた受給者（以下「食事療養費減免者」という。）及び血友病患者に係る受給者の入院時の食事療養については、医療保険における入院時の食事療養に係る標準負担額と同額を小児慢性特定疾病医療費で支払い、受給者の自己負担額は0円とし、それ以外の受給者は、医療保険における入院時の食事療養に係る標準負担額の1/2の金額を自己負担するものとする。

（自己負担上限月額管理）

第13条

- 1 受給者は、指定医療機関で指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける際に受給者証とともに管理票を指定医療機関に提示するものとする。
- 2 管理票を提示された指定医療機関は、受給者から所定の自己負担額を徴収した際に、徴収した当該自己負担額及び当月中に当該受給者が指定小児慢性特定疾病医療支援について支払った自己負担の累積額及び医療費総額を管理票に記載するものとする。当該月の自己負担の累積額が当該受給者に適用された自己負担上限月額に達した場合は、管理票の所定欄にその旨を記載するものとする。また、自己負担上限月額に達した後も、累積額及び医療費総額の記載は継続するものとする。

なお、入院時の食事療養に係る自己負担額については、自己負担上限月額を管理する際の累積には含まれない。

- 3 受給者から、当該月の自己負担の累積額が自己負担上限月額に達した旨の記載のある管理票の提出を受けた指定医療機関は、当該月において自己負担を徴収しないものとする。

（指定医療機関の窓口における自己負担額）

第14条 受給者の自己負担については、その性質上、医療保険制度における一部負担金の一部であるから、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条に規定する一部負担金の端数処理の規定が適用され、指定医療機関における自己負担の徴収に当たっては、10円未満の金額は、四捨五入して、自己負担を徴収するものとする。

(審査会)

第15条

- 1 市長は、小児慢性特定疾病医療費の適正な支給認定を行うため、医学の専門家等から構成される審査会を設置する。
- 2 支給認定の申請の審査を行うため審査会で配布等する資料の取扱いには十分配慮するものとする。
- 3 その他、審査会の運営については別途定める新潟市小児慢性特定疾病審査会運営要綱のとおりとする。

(その他)

第16条

1 税金等未申告者の取扱い

非課税であることから税制上の申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない者については、原則として、申告した上で非課税の証明書を取得するよう求め、その証明書を提出させるものとする。

なお、非課税であることが確認できなければ、階層区分を上位所得として取り扱う。

2 指定医療機関

市長は、指定医療機関について一覧を作成し、公示するものとする。

3 指定医療機関における診療報酬の請求及び支払

指定医療機関は、診療報酬の請求を行うに当たっては、診療報酬請求書に診療報酬明細書を添付のうえ、当該指定医療機関所在地の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提出するものとする。

4 診療報酬の審査、決定及び支払

診療報酬の審査については「小児慢性特定疾病医療費の審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金に委託する契約について」（雇児発1118第4号平成26年11月18日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「小児慢性特定疾病の医療費の審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託する契約について」（雇児発1118第5号平成26年11月18日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の定めるところによるものとする。

5 医療意見書

小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請書に添付する医療意見書については、小児慢性特定疾

病対策のポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページに掲載されているものを活用するものとする。

また、医療意見書の内容については、小児慢性特定疾病の治療研究の推進のためのデータベースに登録することとするため、小慢児童等のデータの登録について小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書の研究利用についての同意書（別記様式第11号）により小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者の同意を得るようにするものとする。

なお、この同意の有無は支給認定の認否に影響を及ぼさないものとする。

6 台帳

支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の台帳については、次の①～⑬を必須項目とする小児慢性特定疾病医療費支給台帳を整備するものとする。

①公費負担者番号 ②受給者番号 ③保険区分 ④支給認定に係る小慢児童等の住所、氏名及び生年月日 ⑤受給者の住所、氏名及び支給認定に係る小児慢性特定疾病児童との続柄 ⑥受診指定医療機関 ⑦疾病名 ⑧疾患群 ⑨認定期間 ⑩入院・通院別実診療日数 ⑪転帰 ⑫自己負担上限月額 ⑬月ごとの医療費総額並びに公費負担額

7 個人情報の取扱い

市長は、小慢児童等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、知り得た事実の取り扱いについて慎重に取り扱うよう配慮するとともに、特に個人情報（複数の情報を組み合わせることにより個人が特定され得る情報も含む。）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するものとする。また、関係者に対してもその旨指導するものとする。

8 高額療養費に関する取扱い

所得区分の確認にかかる事務については、「児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療費支援にかかる高額療養費の支給にかかる保険者との連絡等の事務について」（雇児母発1226第1号平成26年12月6日厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）の定めるところにより実施するものとする。

申請者は、所得区分の認定にあたり、下記の書類を市に提出するものとする。

- (1) 所得区分の情報提供についての同意書（別記様式第12号）
- (2) 当該申請に係る小慢児童等及び支給認定世帯の世帯員の被保険者証の写し
- (3) 保険者が対象児童等の所得区分の認定を行うために必要な書類。なお、保険者が対象児童等の所得区分の認定を行うために必要な書類については、市長が本人の同意を得た上で、本人に代わって当該児童等の居住地の市区町村等に対し交付を求めることができるものとする

る。

9 償還払い

受給者は、受給者証の有効期間の始期から受給者証の交付を受けるまでの間に指定医療機関で小児慢性特定疾病医療支援を受けた場合、緊急その他やむを得ない事由により指定医療機関以外の医療機関から小児慢性特定疾病医療支援を受けた場合等において、受給者証を指定医療機関に提示できなかったとき又は自己負担上限月額を超えて支払いを行ったときは、小児慢性特定疾病医療費請求書（別記様式第13号。以下「医療費請求書」という。）に領収書を添付して市長に対して償還払い請求ができる。

市長は、医療費請求書を受領したときには、その内容を審査し、適当と認めたときには受給者に支給すべき小児慢性特定疾病医療費を支払うものとする。

10 医療機関への通知

市長は、当該医療費支援を行うことを決定したときには、必要に応じて支給申請書に記載されている医療機関に給付内容を通知するものとする。

11 標準処理期間

申請書類が整備された日から認定の決定までの標準処理期間は60日とする。ただし、申請書類の不備や確認等の理由により補正するために必要とする日数は除外する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月1日より実施する。

（新潟市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の廃止）

- 2 新潟市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（平成17年4月1日制定）は、廃止する

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から適用する。

- 2 第7条第3項第2号については、平成30年6月1日以降の申請が認められた受給者に対して交付する受給者証から適用する。

この要綱は、平成31年3月13日から実施し、平成30年7月1日から適用する。

この要綱は、令和元年8月27日から実施し、令和元年7月1日から適用する。

- 1 この要綱は、令和２年３月２３日から適用する。
- 2 別記様式第６号については、令和２年４月１日以降の申請が認められた受給者に対して交付する受給者証から適用する。

この要綱は、令和３年３月５日から実施し、令和２年１２月２５日から適用する。

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

- 1 この要綱は、令和４年５月２０日から適用する。
- 2 別記様式第６号については、有効期間開始日が令和４年９月１日以降の受給者証から適用する。

この要綱は、令和５年１０月１日から実施する。

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から適用する。
- 2 別記様式第６号については、有効期間開始日が令和６年４月１日以降の受給者証から適用する。

この要綱は、令和６年１１月２８日から適用する。

別表 1

小児慢性特定疾病重症患者認定基準

- ① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したものの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

- ② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められ

る場合

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天代性謝異常	発達指数若しくは知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの

別表 2

指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額

階 層 区 分	階層区分の基準		自己負担上限月額 (患者負担割合：2割，外来＋入院)		
			原則		
			一般	重症 (※)	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護		0		0
II	市町村民税 非課税（世帯）	低所得Ⅰ (～80万円)	1，250		500
III		低所得Ⅱ (80万円超～)	2，500		
IV	一般所得Ⅰ (市町村民税課税以上7.1万円未満)		5，000	2，500	
V	一般所得Ⅱ (市町村民税7.1万円以上25.1万円未満)		10，000	5，000	
VI	上位所得 (市町村民税25.1万円以上)		15，000	10，000	
入院時の食費			1／2自己負担		

※①高額治療継続者

(医療費総額が5万円／月（例えば医療保険の2割負担の場合，医療費の自己負担が1万円／月）を超えた月が年間6回以上ある場合)

②療養負担過重患者

のいずれかに該当。